

高教組速報

第14号

(教職員全員配布)

2011年10月19日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

公務労組連絡会が総務省と緊急交渉

「人勧制度を尊重」とする基本姿勢に反する 「賃下げ法案」優先の動きを厳しく追及

全教や国公労連・自治労連などで構成する公務労組連絡会は18日、緊急に総務省と交渉を行い、いくつかの新聞で「人事院勧告見送り濃厚」の観測記事が掲載され、勧告よりも「賃下げ法案」の審議を優先させるとする閣僚の発言も伝えられていることを批判し、「賃下げ法案」の撤回とともに、労働組合との誠意ある交渉のもとで、人事院勧告の取扱いを決めていくよう強く求めました。

「賃下げ法案」優先を示唆する 閣僚の発言が相次ぐことを批判

人事院勧告以降の政府の検討状況について、総務省側は「10月4日の第1回給与関係閣僚会議で、政府として、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重する基本方針を確認するとともに、今年は、政府として給与臨時特例法案(賃下げ法案)を提出している状況もふまえて、今後、検討していくことが確認された。取扱いは引き続き検討中だ」と回答しました。

この回答に対して公務労組連絡会は、藤村官房長官が記者会見で、人事院勧告よりも給与臨時特例法案の審議・成立を優先すべきだとの認識を示したこと、また、11日に行われた野田首相と古賀連合会長との会談で、古賀会長が「人勧は受けるべきではないし、実施すべきではない」と政府に求めたことに対して、川端総務大臣が「政府として受け止め、検討したい」と発言したと伝えられていることを指摘し、「勧告制

度の尊重などと言うが、総務相の発言等は重大だ」と厳しく批判しました。

現給保障廃止等の問題を持つ勧告の 扱いは組合と誠実に交渉せよと要求

総務省側が「勧告の取扱いについては、人事院勧告制度を尊重すべきとする基本姿勢は変わらない」という回答を繰り返したのに対して、公務労組連絡会は「我々との交渉もすすんでいない中で、こうしたやりとりがおこなわれていることは遺憾だ」と抗議し、賃下げ法案を撤回するとともに、現給保障廃止など重大な問題を持つ今年の勧告の取扱いについては、労働組合との徹底した交渉・協議を行うよう強く求めました。これに対して総務省側は「今日のような話し合いの場もふくめて、みなさんとは引き続き誠意をもって対応していきたい」と表明しました。

明日、臨時国会が召集され、国家公務員の給与についての政府方針も近々に決定されます。「賃下げ法案」の撤回と公務員賃金の改善を改善を求める声を強めましょう。ご意見等を高教組にお寄せいただければ、公務労組連絡会の交渉等に反映させます。(FAX 095-826-2976)

高教組は、「現給保障」廃止と賃下げ勧告を長崎県の教職員に波及させないために、県の人事委員会に向けた署名活動にもとりくんでいます。ご協力をお願いします。

労働条件を守るのは団結の力です 賃下げを阻止するためにあなたも高教組へ